

# Citizen activity information magazine

三浦市民生活向上会議会報

〒238-0102

神奈川県三浦市南下浦町菊名1258-3

三浦市総合福祉センター

電話 046-888-7347

発行：社会福祉法人三浦市社会福祉協議会

発行責任者：出口 道夫

Vol.8

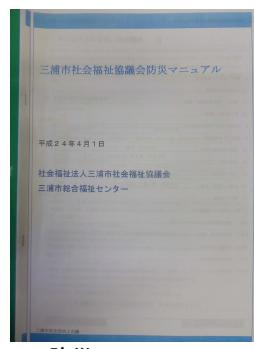
## 防災マニュアル・災害ボランティアマニュアルセイ

### 策定について

三浦市社会福祉協議会のある総合福祉センターは、平成二十一年に三浦市と災害協定を結び、災害ボランティアセンターとしての役割を担っています。また、様々な福祉サービス事業を展開するとともに、不特定多数の市民が来所する拠点でもあります。一方三浦市では、東日本大震災を受け今年の六月に市民用の避難マニュアルを作成し全戸配布を実施しており、それ

を受けて、社協としてもいつも災害が起きても迅速な対応ができるよう、徹底した対策を行うためマニュアルを作りを実施しました。

今回のマニュアルは①担当する職員を実名で記載し、職員の共通認識を図ることを想定した、マニュアルと役割分担を明確に記載する。という2点をポイントにしながら作成しました



防災マニュアル

去る十月二十四日、今年度第一回目となる福祉のまちづくり検討部会が開催されました。東日本大震災を契機に見直し、社協の行動計画として作成した防災マニュアルや災害ボランティアセンターの設置マニュアルについて報告、ご意見をいただきながら、今後のもちづくり検討部会でのテーマについて委員の皆様にご意見をいただきました。

## 第一回福祉のまちづくり検討部会開催



災害ボランティア拠点 総合福祉センター

た。飯島委員からは「実名入りのマニュアルは初めて見た。（センターを活用する）私たちにとっても分かりやすい」とご意見をいただきました。また、小川委員からは「災害時ボランティアセンターの設置については規模に応じて行政と協議で設置するか否かを検討していかなければいけない」との補足説明がありました。

震災以降、災害時における「ご近所」の力は見直されています。いわゆる「民」の力を最大に生かすためには、災害の規模や状況把握に併せ、日々の活動を細に把握することも必要となるのではないでしょうか。社協が開設する防災ボランティアセンターにより、開設する基準や、担当すべき役割が明確になります。開設する市との協定についても、市との協定によっては、災害時の市民の行動計画になると感じました。

一方、ボランティアセンターの設置マニュアルでは、上野委員より「運営のタイムスケジュールが八時半から十七時半で



防災訓練の写真

は間に合わないのでないか」とのご意見がありました。一方で「現場で一番長く関わる地元職員が疲弊しないための対策」としてどこの市町村のマニュアルでも時間を決めるることは共通しているといったお話しもありました。

## 地域の支え合いを進めるために…

福祉のまちづくり部会は「地域での支え合いづくり」をテーマに、これまで様々な視点から検討を重ねてきました。そして、これらは震災以降クローズアップされているテーマでもあるため、本部会では「災害」を切り口に「地域での支え合いづくり」をモデル的に検討していく必要があるのではないかと感じています。



会議風景

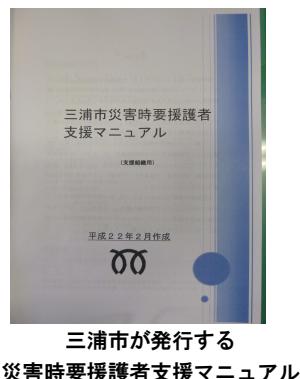
## 「要援護者支援」とは…?

その中でも最も具体的で明確な課題が「要援護者や社会的弱者」と称される方の支援です。

三浦市でも災害時要援護者登録制度を実施しております。登録者は四千七十人と近隣市町村と比較しても多くなっているそうです。災害時に活動するのではなく、「地域」を単位にそれらの活動をリンクさせ生かすことが、「地域の支え合いづくり」につながっていくのではないか。そして、その中でも最も具体的で明確な課題が「要援護者や社会的弱者」と称される方の支援です。

確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の連の行動をとるのに支援を要する人に対して、支援組織が連携して支援する「制度で全国では様々な取り組みが行われています。しかし、笛谷委員からは「三浦市では要援護者と言つても、ある程度内容を精査しないと、登録者ばかりが増えて実際に支援する人がいなくなっている現状がある」といった意見も出ました。災害時要援護者は高齢者や障害者のみならず、妊娠産婦や乳幼児も考えられ、刻々と変化するものと考えられます。それらを踏まえても「災害や防災対策」に

## 終わりに…



三浦市が発行する  
災害時要援護者支援マニュアル

▼一つ一つの課題を整理しながら、今後の議論を深めてないかなければいけないな」と言つたご意見もいた。災害時要援護者は高齢者や障害者のみならず、妊娠産婦や乳幼児も考えられ、刻々と変化するものと考えられます。それらを踏まえても「災害や防災対策」に

三浦市でも災害時要援護者登録制度を実施しております。登録者は四千七十人と近隣市町村と比較しても多くなっているそうです。災害時に活動するのではなく、「地域」を単位にそれらの活動をリンクさせ生かすことが、「地域の支え合いづくり」という視点をしつかりと踏まえ、できるか。等々、検討課題は山積みされているようですが、事務局の不手際があり、的的で把握し認識や対応策を共に活動するのではなく、「地域」を単位にそれらの活動をリンクさせ生かすことが、「地域の支え合いづくり」につながっていくのではないか。そして、その中でも最も具体的で明確な課題が「要援護者や社会的弱者」と称される方の支援です。

▼今回のまちづくり部会は、委員の皆様からは「テーマを絞つて内容の濃い会議となつてしましました。次回会議は、テーマを絞り議論していきたい」と思っています。(石渡)



次回は三浦市民生活向上会議全体会が、十一月十六日に開催されます。